

2020年9月4日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪保育運動連絡会
会長 菅野 園子

保育現場における新たなコロナ感染危機にむけた要望書

今年3月以降の新型コロナウイルス感染拡大危機（以下 コロナ感染危機）における保育現場の対応は、保育の規模縮小を行うなど、児童福祉法24条1項による保育実施義務を十分に果たすことができなかつた側面があります。

また、7月以降のコロナ感染危機についても、保育現場における感染対策とかけがえのない乳幼児期にふさわしい保育の保障をどのように両立すべきか葛藤の日々であり、課題は解決されないままとなっています。

これまでのコロナ感染危機は、誰もが経験したことのない未知のウイルスへの即時対応であることから、仕方のない部分もあると一定理解はしております。

しかし、インフルエンザなど他の感染症も流行し、コロナ感染危機としてもさらに厳しい状況が予想される秋と冬への対策については、これまでの経験から課題を整理し、十分な対策を行うことが可能と考えます。

どのような状態にあっても、子どもの保育を受ける権利を保障し、質の高い安心・安全な保育を展開するべく、保育実施義務がある自治体の行政責任を発揮するよう対応いただくことが求められます。

つきましては、大阪府として府内市町村や関係機関と協力し、至急対策を講じていただきたく以下の項目について要望いたします。

- ※ 各要望項目のあとの「*（アスタリスク）」に要望内容の具体的な考え方を記載しています。
- ※ 文中の「保育所等」とは「子ども子育て支援新制度における認可施設・事業」を、「保育施設」とは「保育所等・認可外保育施設」を意味しています。

1. 緊急事態における保育の実施について

① 新たなコロナ感染危機による緊急事態においても必要最小限の保育を継続させるための対応方針を行政の責任で示し準備してください。

- * 4月の緊急事態宣言下にあつては、国から保育の規模縮小を行うよう示されるも、具体的にどの家庭に家庭保育を要請して、どの家庭の子どもの保育を行うべきかが示されないことから、自治体や保育所等において、その判断はばらばらとなりました。このため、予め保育の規模縮小をどのような基準や考え方でを行い、必要最小限の保育体制をどう維持するのか、また、家庭保育の支援のあり方などの対応方針を行政の責任として準備する必要があります。できれば、感染拡大状況に応じた各家庭の保育利用状況を事前に把握するなどして、あくまでも保護者の利用希望を尊重しつつ丁寧に調整する対応が望まれます。さらに、保育職員の家庭状況もふまえた出勤可能状況等も把握し、安定的に保育にあたることができる体制を調整することも必要です。
- * 緊急事態宣言下の保育においては、園外保育（散歩）を自粛・中止する保育所等が続出しました。保育所等の施設内が「密」になりやすく、保育が長時間となる子どもがいる一方で、都市部では園庭のない保育所等もあることから、園外活動は子どもにとって大切な活動です。今後の事態によっては同じことになりかねません。園外活動の事例は特徴的なものですが、それ以外にも子どもにとって大切な保育活動はたくさんあります。感染拡大期に、どのように保育を保障すべきか、単純に答えを出せる問題ではありませんが、行政がリードしつつ、対応方策の検討が求められます。

2. 感染防止対策の徹底について

① 安心して保育ができるよう保育関係者（子ども・保護者・保育職員）に対して定期的に感染状況が確認できる検査体制を整えてください。また、保育関係者で感染が疑われる場合、迅速に感染判定できる検査を行うようにしてください。

- * 現状の保育は、子どもと保育職員、子ども同士のふれあいが大切であることから「密」をさけて行うことは困難です。また、子どもや保育者が常時マスクを着用することでの保育にも様々な問題があります。そして、いくら気をつけていたとしても、自らが感染して、子どもたちや保育施設全体に迷惑をかけないかと保育職員は精神的に追い詰められながら日々保育を行っているのが実態です。このような保育の実態を改善するとともに、保育施設における感染リスクを限りなくゼロに近づけるためには、保育関係者（子ども・保護者・保育職員）に対して、感染していないことを定期的に確認する検査と、いざ感染疑いがある場合に迅速に感染判定する検査の体制整備が必要です。

② 全ての保育施設で感染防止対策を徹底させるために、次のことを行ってください。

01. 看護師等の医療関係者を配置してください。

- * 保育施設における感染症対策を徹底させるには、看護師等の医療関係者による日常的な保育関係者の健康観察とともに、保育現場に即した医療・公衆衛生の知識を活かした対策が必要です。しかし、現状では保育所等でも看護師の配置は必置となっていないことから、医療・公衆衛生の知識が乏しい保育所等も存在しています。全ての保育施設で適切かつ効率的に感染症対策を徹底させるためにも看護師等の医療関係者を配置することが必要です。仮に早期に配置が困難であったとしても、公衆衛生的な相談を必要としている保育施設に対応できる体制が最低限必要です。

02. 感染防止対策のための人的配置による対策を講じてください。

- * 保育施設では子どもが直接接触する物（おもちゃ、絵本など）や場所（机、床、手摺など）の消毒に神経をとがらせるあまり、保育職員が疲労困憊する状態となっています。施設内の感染防止対策に保育職員が労力をさく状態が続くようでは保育そのものに支障が生じかねません。現在、国の「保育体制強化事業」を活用すれば、清掃業務や遊具の消毒などの保育に係る周辺業務を行う者の配置に対して1か所あたり月額10万円までが保育所と幼保連携型認定こども園には補助されることになっています。しかし、この補助だけでは金額も不十分なうえ、地域型保育事業や認可外保育施設などでは活用できないかたちとなっています。感染防止のための労力を人的配置により十分対応し、保育職員の負担軽減をはかることが求められます。

03. 感染防止に有効な衛生用品等（消毒液、ペーパータオル等）が不足しないよう対策を講じてください。

- * 3月以降の感染拡大期においては、感染症のリスク軽減のために必要な衛生用品等が不足する事態が各保育施設で発生しました。これら用品の調達には各保育施設で行うことが原則となりますが、地域全体の保育施設での感染拡大防止の観点からも、行政として調達状況を把握し、どの保育施設でも不足することがないようにプッシュ型支援も含めた対応を検討いただくことが必要です。

04. 感染防止に有効な備品改修と設備改修（紫外線照射装置、高機能換気設備等）を促進する補助政策を実行してください。

- * いま保育現場では感染防止のために衛生用品の購入だけでなく、備品の購入でも苦勞をしています。例えば、食事の際の子ども同士の距離を保つために大きな机に買い替えたり、少しでも換気機能を高めようと扇風機を購入したりと、様々なかたちで工夫しています。これらの衛生用品と備品の購入に国から1施設あたり100万円（1次補正・2次補正の合計）までが補助されることになっています。しかし、全ての保育室や児童に対応しようとすれば、金額が不十分となっていることから備品改修のための補助政策の拡充が求められます。
- * 備品だけでなく、設備改修を行うとなればさらに多額の費用が必要となります。例えば、紫外線照射により空間的な殺菌効果が得られる設備を活用すれば保育職員の負担軽減をはかることができると期待されています。また、夏や冬に冷暖房設備使用中でも換気のために窓の開閉が必要となり、室内温度の管理が難しいことと保育施設の場所によっては外部からの騒音などにも気を使うこととなります。高機能換気設備の活用により、室内温度と静音性を保ちながら有効な換気が可能となります。これら、感染防止に有効な設備改修を促進するための補助政策の実行が必要です。

3. 保育の安定的な実施のために

① 保育所等が休園する事態になったときの保育の代替措置と相談窓口を行政の責任で用意してください。

- * 保育関係者から感染者が出た場合に一定期間の保育所等の休園が必要となります。保育所等は保護者の就労を保障するための施設でもあることから、休園となればたちまち困る保護者が発生します。保育が必要な子どもの保育を安定的に確保するためにも、仮に休園する事態となっても、例えば公立保育所等で保育の代替措置を行うなどの体制や、保護者からの不安などに対応する相談窓口を行政として用意いただくことが必要です。
- * 3月以降からの学校休校や4月の緊急事態宣言の際に、民間保育所等で感染者が出ていないにもかかわらず長期間にわたり休園した施設がいくつか出ています。各保育所等で事情は違いますが、感染による休園でないかぎり、できるだけ保育が継続されるよう行政として調整することが必要です。

② 感染拡大に伴い保育所等の事業減収が発生する場合、それを補填する制度を整備してください。

- * 3月以降の感染拡大期において、保育所等の通常保育以外の事業で当初の見込みと大きく乖離して減収が発生していることから安定した保育所等運営で

苦勞されている事例が出ています。病児保育など既に対応いただいている部分もありますが、例えば一時保育事業など不可抗力による減収に対して、丁寧な対応ができるよう補填制度の整備が必要です。

③ 感染拡大期の保育にける特別手当の支給など保育職員の人材が不足しない対策を講じてください。

- * 保育所等の社会的役割から、感染状況が続くもと保育職員は常に緊張感の中で保育を行っています。とりわけ緊急事態宣言下などの感染拡大期においては、極めて高い緊張感にさらされギリギリの状態となっていました。医療や介護などの職員についてはコロナ禍対応での慰労金などの支給もされています。今後の保育職員の人材を確保するためにも、保育職員についても特別手当などの支給が必要です。

④ 感染拡大期に公立保育所等と公立保育職員が地域の民間保育所等のサポートとバックアップとなるよう、体制を整備するとともに、公立施設の削減計画がある場合は見直し、拡充してください。

- * 誰も経験したことのない感染拡大などの緊急事態については、民間保育所等だけでは対応できないことが起こります。地域の保育機能を維持するためにも、民間保育所等のサポートとバックアップの機能として公立保育所等を活用することが求められます。そのためにも、公立保育所等の削減計画がある場合には、凍結・見直しのうえで、拡充することが必要です。

4. 子育て支援について

① 家庭保育等への支援体制を確立してください。

- * 感染拡大期においては、保育所等を利用する家庭でも休園や自粛による家庭保育で対応される家庭が増えます。また、日頃、保育所等を利用していない家庭においても外出自粛により家庭内に閉じこもりがちとなり、親子ともに精神衛生上好ましくなく、場合によっては虐待等につながるケースの可能性すらあります。子育て家庭への支援も保育所等の大きな役割であることから、保育所等を利用できずにいる家庭（日頃から利用していない家庭も含む）に対して、訪問型アウトリーチ支援（積極的に対象者がいる場所に出向き働きかける）の取り組みが必要とされています。これら支援体制を緊急事態の際に機能させるためには、日常的な活動による地域でのつながりが大切であることから、自治体や公立保育所等を中心としながら民間保育所等とも連携した支援体制の確立が求められます。
- * さらに、発達支援児童の場合、より専門的な対応が必要となることから、保

育所等と児童発達支援センターにおける連携・調整による体制確立が求められます。

② 認可外保育施設の利用を含め、感染拡大防止のために休園や家庭保育に協力した保護者の保育にかかわる費用負担の軽減などが不公平感なく簡素に行えるようにしてください。

- * 3月以降の感染拡大期において、自治体からの要請に伴い認可外保育施設の利用も含めた保育利用を自粛などして家庭保育に協力していた家庭において、保育にかかわる費用負担のあつかいで違いが出ています。例えば、保育所等においては保育を利用しなかった場合の保育料を減免する方法がありますが、認可外保育施設にはありません。また、給食費などの実費徴収費用の取り扱いについては、保育所等でも施設によって対応がばらばらです。このため、同じように自治体の要請に協力したにもかかわらず、費用負担について不公平感が生じており、これらを改善する必要があります。感染拡大防止のための保育利用の自粛にかかわる費用負担軽減策が不公平感なく簡素に行えることが求められます。

5. 保育需要に対応した施設整備について

① コロナ禍による保育ニーズの高まりに機動的に対応できるようにしてください。

- * コロナ禍により各種経済指標は惨憺たる状況となり、今後の雇用情勢も厳しくなることが予想されます。もとより大阪府全体で隠れ待機児童が増加しているなかで、コロナ禍の影響によりさらに保育ニーズが急激に高まることとなれば、機動的な保育需要増大への対応策が必要となります。緊急対応となることから、民間施設での対応が困難となるのであれば、公立保育所等や公立施設を中心に機動的に対応できるよう準備いただくことが必要です。
- * また、場合によっては、行政計画としての子ども・子育て支援事業計画の見直しを前倒しして行うことが必要となることから、遅滞なく対応できるよう準備いただくことが必要です。

6. 保育の基準の抜本的な改善について

① どのような状況にあっても安心して保育ができるよう、保育の最低基準を引き上げてください。

- * 新型コロナ感染防止の基本とされる身体的距離の確保や「密」をさけることについては、現在の保育の基準や条件においては実現が困難です。職員配置基準では、日本の4・5歳児が子ども30人に保育士1人に対して、フランスでは3歳以上で15人に1人で、一人当たりの面積基準も、日本の2歳以

上が1.98㎡に対して、フランス・パリ市では3歳以上は5.5㎡です。もともと日本の基準は諸外国と比べて貧しい状態です。

- * また、保育所が足りない、保育士がいない、増える事務仕事が休憩時間にくい込むなど、感染防止の対策に追われる前から保育所等の毎日はギリギリの状態でした。既に職員の使命感や犠牲がなければ普通の保育さえも維持できない、それが保育現場の実情です。
- * そのため、コロナ禍のような緊急事態になったら、この体制はいつ崩れてもおかしくありません。保育所等はコロナウイルスの感染を防ぐために子どもたちを閉じ込めておく場所ではありません。声をかける、話を聞く、体を動かす、一緒に過ごす、そのどれもが人が人として生きていくうえで欠かせない営みです。子どもたちの生活からそうした営みが奪われることは、子どもの権利の侵害となります。
- * 子どもの人数に対して保育職員の数がいまの倍だったら、子どもたちが過ごす遊ぶスペースがいまよりもずっと広がったら、子育て世帯の家庭が広々とした場所でゆっくり過ごせる環境とプログラムがあったら、保育職員が必要な時にいつでも休める体制があったら、いくら頑張っても感染が防げるかどうかわからない今の状態より、そういう環境ができれば疲労度は減り安心度は増えるに違いありません。
- * 各地で頻発している地震や豪雨などの災害の備えとしても、保育の基準の引き上げは急ぐべき課題です。どのような状況にあっても、安心して安全に質の高い保育を格差なく保障できるよう保育の最低基準を抜本的に引き上げることが求められます。

② 施設・事業によりバラバラな基準を統一してください。

- * 2015年度の子ども・子育て支援新制度以降、保育にかかわる施設・事業は多様となり、保育の基準もバラバラとなっています。そして、コロナ禍の対応も施設・事業者まかせになっています。どのような状況にあっても、施設・事業の違いに関係なく、保育に格差が生じないよう基準を統一することが求められます。

③ 認可外保育施設の認可化をすすめてください。

- * 質の高い保育を希望していても、保育所等の整備が不十分なことから認可外保育施設を利用せざるをえない人たちが大勢います。幼児教育・保育の無償化の対応は一定されていても、認可外保育施設は保育事故の発生確率が保育所等よりも高く安全面での課題があることは統計的にも明らかです。しかも、認可外保育施設の指導監査も不十分な状態です。すべての子どもが等しく質

の高い保育を無償で受けられるためにも、認可外保育施設の認可化を抜本的にすすめる必要があります。